

第1章 情報公開請求の状況

1 2019年度の経過

2019年度の請求の特徴としては、町田市内施設の指定管理候補者の事業計画書に関する文書、中高層建築物等計画協議申出書、業務委託候補者選定のためのプロポーザルにおける提案書等の公開請求が行われました。

1年間の請求件数は45件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2019年度実施機関別情報公開請求件数

実施機関	主管部課	件数	小計	
市長	企画政策課	1	40 (内取下げ4)	
		広報課		1
		広聴課		1
	総務部	総務課		1
		職員課		1
	財務部	市有財産活用課		1
		資産税課		3
	市民部	市民協働推進課		6
	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課		3 (内取下げ2)
		地域福祉部		生活援護課
				障がい福祉課
	保健所	保健総務課		1
	子ども生活部	児童青少年課		1
		子ども家庭支援センター		3
	道路部	道路管理課		1
	都市づくり部	都市政策課		1
		土地利用調整課		5
建築開発審査課		2		
公園緑地課		4		
教育委員会	学校教育部	教育総務課	1	
		指導課	1	
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	1	1	
監査委員		0	0	
農業委員会		0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	
病院事業管理者		0	0	
議会	議会事務局	2	2	
合計		45 (内取り下げ4)	45 (内取り下げ4)	

(2) 請求者区別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体	市外に住所を有する個人	市外に事務所または事業所を有する法人その他の団体	合計
請求者数	10人	3人	13人	3人	29人
請求件数	21件	5件	15件	4件	45件

※1人当たりの請求件数約1.55件、1人最大請求件数6件(市内に住所を有する個人)

(3) 請求に対する決定区別件数

決 定 区 分					合計
公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
17件	22件	2件	11件	0件	52件

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

(4) 非公開(部分公開を含む)情報の適用除外事項別内訳

適 用 除 外 事 項						合計
1号 個人情報	2号 法人情報	3号 意思決定 過程情報	4号 行政執行 情報	5号 公共の安全 維持情報	6号 法令秘情報	
22件	7件	1件	3件	8件	1件	42件

※1件の非公開(部分公開)決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

適用除外事項

情報公開制度では、実施機関の保有している公文書はすべて公開が原則となりますが、情報公開条例第5条第1項では、その例外として、公開しないことができる情報の範囲(適用除外事項)を次の6項目と定めています。

- 1号 個人情報 → 個人に関する情報
- 2号 法人情報 → 企業等の法人に関する情報
- 3号 意思決定過程情報 → 行政上の意思が最終決定されていない情報
- 4号 行政執行情報 → 行政の事務・事業の運営に関する情報
- 5号 公共の安全維持情報 → 人の生命、財産等の保護に関する情報
- 6号 法令秘情報 → 法令上の秘密にあたる情報

2 2019年度情報公開請求・決定の内容

表記内容の説明

整理番号 請求年月日 (主管部課名)

■請求内容

決定年月日 決定内容

・対象公文書の件名

理由：(部分公開、非公開、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由)

※備考

2019-1 2019年4月5日 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

- ・2017年度、子ども生活部子ども家庭支援センターが公募した「まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)」業務委託受託候補者選定のためのプロポーザルにおける、各プロポーザル参加団体から市へ提出された提案書とその添付書類一式(見積書、企画書、業務実施計画書、業務責任者実績書、類似契約実績書、契約書の写し)及び選考結果
- ・2018年度、子ども生活部子ども家庭支援センターが公募した「まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)」業務委託受託候補者選定のためのプロポーザルにおける、各プロポーザル参加団体から市へ提出された提案書とその添付書類一式(見積書、企画書、業務実施計画書、業務責任者実績書、類似契約実績書、契約書の写し)及び選考結果

2019年4月10日 公開決定

- 1 2017年2月6日付で案件公表及び資料配布された「町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託 受託候補者選定のための公募型プロポーザル」における選考結果
- 2 2018年1月4日付で案件公表及び資料配布された「まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)業務委託受託候補者選定のための公募型プロポーザル」における選考結果

2019年4月10日 部分公開決定

- 1 2017年2月6日付で案件公表及び資料配布された「町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託 受託候補者選定のための公募型プロポーザル」において、以下の事業者から提出された提案書及び添付資料
 - (1) 株式会社学研教育みらい
 - (2) 株式会社トライグループ東京支店
 - (3) 株式会社エデュケーションアルネットワーク
- 2 2018年1月4日付で案件公表及び資料配布された「まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)業務委託受託候補者選定のための公募型プロポーザル」において、以下の事業者から提出された提案書及び添付資料
 - (1) 株式会社トライグループ
 - (2) 有限会社G
 - (3) 株式会社エデュケーションアルネットワーク
 - (4) 株式会社学研教育みらい

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：③町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が特定の業務専用のものとして使用している連絡先であり、公開することによって、当該法人の事業運営上著しい支障が生じると認められるため。

：④町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

- 「町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託」に係る業者選定は、今後も公募型プロポーザル方式により行う予定であり、今後の契約事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため。

1

	資料名	公開しない部分	根拠
1	提案書	参加者番号【(3)以外】	④
		法人の印影	②
		法人の担当者名【(3)以外】	①
		法人の担当者電子メールアドレス【(3)以外】	①
2	見積書	法人の印影【(1)のみ】	②
3	企画書	参加者番号【(1)のみ】	④
		法人の担当者名【(1)のみ】	①
		法人の問合せ電話番号【(2)のみ】	③
		法人の問合せ電子メールアドレス【(2)のみ】	③
4	業務責任者実績書	参加者番号【(3)以外】	④
5	類似業務実績書	参加者番号【(3)以外】	④
6	類似契約の契約書	法人の印影	②
7	物品買い入れ等競争入札参加者資格審査受付票	法人の印影	②
8	誓約書	法人の印影	②
9	印鑑証明書	法人の印影【(1)以外】	②
		生年月日【(1)以外】	①

2

	資料名	公開しない部分	根拠
1	提案書	参加者番号【(1)以外】	④
		法人の印影	②
		法人の担当者名【(2)以外】	①
		法人の担当者電子メールアドレス【(2)以外】	①
2	見積書	法人の印影【(2)及び(4)のみ】	②
3	企画書	参加者番号【(4)のみ】	④
		法人の担当者名【(4)以外】	①
4	類似業務実績書	参加者番号【(1)以外】	④
5	類似契約の契約書	法人の印影	②
6	物品買い入れ等競争入札参加者診査受付票	法人の印影	②
7	誓約書	法人の印影	②
8	物品の買入れ等変更申請郵送書類確認用紙	法人の担当者名【(4)のみ】	①
		メールアドレス【(4)のみ】	①
9	印鑑証明書	法人の印影【(3)及び(4)のみ】	②
		生年月日【(3)及び(4)のみ】	①

2019-2 2019年4月5日 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■2017年度、子ども生活部子ども家庭支援センターが公募した「まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)」業務委託における事業実施終了後に提出された事業報告書。

2019年4月11日 **部分公開決定**

平成29年度 町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託事業実施報告書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るため。

- ・ P 4、担当者名
- ・ P 7～16、IV 受講者の受講状況のうち、学年、参加回数、学力診断テスト結果、受講教科、受講結果
- ・ P 34～36、II 参加受講者の感想のうち、学年、感想

2019-3 2019年4月8日 …………… (地域福祉部生活援護課)

■**現業員が生活保護実施要領局1-5-(1)～(3)の世帯分離する際の事務処理手順等(名称を問わず。但し生活保護手帳、同別冊問答集、いわゆる東京都「青本」を除く)。庁内の会議・研修・執務室等で査察指導員等が現業員による大学生等世帯分離事務処理の遂行のために作成したもの。メモを含む。**

2019年4月16日 **不存在決定**

理由：町田市では請求内容に合致する公文書を作成していないため。

2019-4 2019年4月12日 …………… (総務部職員課)

■**役職者一覧(2019年4月1日現在)係長以上の内線番号(できれば外線番号がわかるもの)**

2019年4月18日 **公開決定**

- ・ 2019年4月役職者一覧

2019-5 2019年5月7日 …………… (地域福祉部生活援護課)

■**2017年4月1日～2019年4月30日を起案日とする生活保護実施要領 局1-5-(1)～(3)に基づく世帯分離決定の決済伺が記載されたケース記録。**

2019年5月15日 **決定延期**

理由：対象公文書の精査に時間を要するため

2019年5月20日 **取下げ**

2019-6 2019年5月9日 …………… (議会事務局)

■**2018年度(平成30年度)政務活動費の各会派ごとの収支報告書と、支出した個人名を含めた一切の会計帳簿と領収書等の証憑書類。**

2019年5月20日 **非公開決定**

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第3号に該当

○町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第8条により、市長に報告するまでの間は事務整理期間であり、市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関との間における意思決定が未了の事項に関する情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるため。

2019-7 2019年5月15日 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■**町田市がJリーグ「FC町田ゼルビア」及びその関連団体(後援会など)に対して支出、もしくは予算計上した補助金などについて、名目及び過去5年間の金額の推移が分かるもの。**

2019年5月27日 **不存在決定**

理由：町田市がJリーグ「FC町田ゼルビア」及びその関連団体(後援会など)に対して支出、もしくは予算計上した補助金等はありません。

2019-8 2019年5月17日 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■**町田市立総合体育館の現指定管理者が選定された際に、貴市へ提出した事業計画書(提案書) ※現指定管理者が提出した事業計画書(提案書)**

2019年5月28日 **取下げ**

2019-9 2019年5月24日 …………… (地域福祉部生活援護課)

■2018年「町田市生活保護制度PR動画作成業務」に関する文書、資料一式

- ・ 選定の判断材料となった選定企業から提出された書類 (提案書、企画書、絵コンテなど)
- ・ 決定した事業の具体的な内容が把握できる文書

2019年6月6日 公開決定

- ・ 町田市生活保護制度PR動画 (2019/3/1完成稿) 絵コンテ

2019年6月6日 部分公開決定

- ・ プロポーザル参加企業が提出した企画書

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報で、特定個人が識別され、または識別されうるため。
- ・ 参加番号648の資料、実施体制の従業員氏名

2019-10 2019年5月29日 …………… (道路部道路管理課)

■自宅前道路の道路区域図の確定についての書類について

前土地所有者が承諾した署名の書類について

2019年6月11日 部分公開決定

- ・ 道路区域図の確定について (起案書)

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。
- ・ 承諾書内の土地所有者住所
- ・ 承諾書内の土地所有者氏名、印影

2019-11 2019年6月14日 …………… (議会事務局)

■2013年度、2014年度、2015年度、2017年度の政務活動費の会派別収支報告書一覧表の修正理由のわかるもの全て。

2019年6月27日 部分公開決定

理由: (1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 議員の個人生活に関する情報であり、公開することにより、特定個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

: (2) 町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

- 公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用で個人の財産の保護に著しい支障が生じる恐れがあるため。

公文書の件名	公開しない部分	理由
2013年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届 (自由 民主 2019年5月31日付け)	1枚目2枚目 会派代表者、経理責任者の印影	(2)
	押印された訂正印	(2)
2013年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届 (民主党・社民・ネット 2019年6月7日付け)	1枚目2枚目 会派代表者、経理責任者の印影	(2)
	押印された訂正印	(2)
	下記領収書に記載されたクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号 (下4桁を除く) ・ 6枚目 2013年6月5日の領収書 ・ 26枚目 2013年10月9日の領収書	(2)
2014年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届 (まちだ市民クラブ 2019年6月7日付け)	1枚目 会派代表者、経理責任者の印影	(2)
	押印された訂正印 ・ 2枚目 2政務活動費実支出額2つのうち左	(2)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 枚目 2 支出の調査活動費 2 つのうち左 ・ 3 枚目合計 2 つのうち左 ・ 4 枚目小計 2 つのうち左 ・ 5 枚目政務活動費支出額（頁小計）の 2 つのうち左 ・ 6 枚目～9 枚目の政務活動費支出額（頁小計） ・ 10 枚目政務活動費支出額（頁小計）の 2 つのうち左 ・ 11 枚目～17 枚目の政務活動費支出額（頁小計） ・ 18 枚目政務活動費支出額（頁小計）の 2 つのうち左 ・ 19 枚目～33 枚目の政務活動費支出額（頁小計） ・ 34 枚目政務活動費支出額（頁小計）の 3 つのうち一番上 	
	下記領収書に記載されたクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号（下 4 桁を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 枚目 2014 年 10 月 29 日の領収書 ・ 7 枚目 2014 年 10 月 13 日の領収書 ・ 7 枚目 2014 年 10 月 11 日の領収書 ・ 12 枚目 2015 年 1 月 9 日の領収書 ・ 29 枚目 2015 年 2 月 9 日の領収書 	(2)
2015 年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届（まちだ市民クラブ 2019 年 6 月 7 日付け）	1 枚目 2 枚目 会派代表者、経理責任者の印影	(2)
	押印された訂正印	(2)
	添付された領収書のクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号（下 4 桁を除く）	(2)
	添付された領収書のうち、利用可能ポイント	(1)
2017 年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届（まちだ市民クラブ 2019 年 6 月 7 日付け）	1 枚目 2 枚目 会派代表者、経理責任者の印影	(2)
	押印された訂正印	(2)
	添付された領収書のクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号（下 4 桁を除く）	(2)

対象となる公文書のうち、上記公開しない部分以外の黒塗り部分については、原文のままである。

2019-12 2019 年 6 月 17 日 ……………（財務部資産税課）

■2018 年中の登記異動修正済の、地番図 shape データ。

※地番の他、字界・字名・家屋（外形・家屋番号）の情報

※最新版に更新される毎年の時期についてと、測地成果（JGD2000、JGD2011 等）について

※コード表記等による読み替えを行っている場合は、それを読み替えるための資料

2019 年 7 月 1 日 公開決定

・電子地番図（2019 年 1 月 1 日現在）

(町田市全域における、2019年1月1日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の複製物。)

- ・地番、字名を含み、字界、家屋（外形・家屋番号）は含みません。
- ・電子地番図更新時期は、毎年4月初旬頃となります。
- ・測地成果については、JGD2000、JGD2011、日本測地系、任意座標系の混在になります。
- ・コード表記等による読み替えは行っていません。

2019-13 2019年6月17日 …………… (財務部資産税課)

■地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分又は情報の最新分。

又は、町田市内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の一覧の最新分。

※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。

2019年7月1日 **決定延期**

理由：諾否の決定にあたり関係法令の確認が必要なため。

2019年7月12日 **非公開決定**

- ①地方税法第381条第1項に定める土地課税台帳への登録のため、同法第382条第1項及び第2項に基づき登記所から送付された登記申請書（不動産登記法第121条第1項に定める図面を除く）
- ②地方税法第381条第3項に定める家屋課税台帳への登録のため、同法第382条第1項及び第2項に基づき登記所から送付された登記申請書（不動産登記法第121条第1項に定める図面を除く）
- ③地方税法第381条第1項に定める土地課税台帳への登録のため、同法第382条第1項及び第2項に基づき登記所から送付された登記申請書の内、不動産登記法第121条第1項に定める図面
- ④地方税法第381条第3項に定める家屋課税台帳への登録のため、同法第382条第1項及び第2項に基づき登記所から送付された登記申請書の内、不動産登記法第121条第1項に定める図面
- ⑤固定資産税課税データ

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第6号に該当（①②）

○法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報に該当。

不動産登記法第121条第2項で利害関係者のみが閲覧できる情報に該当するため。

：町田市情報公開条例第13条第1項に該当（③④）

○他の法令の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合における当該公文書の閲覧及び写しの交付に該当

不動産登記法第121条第1項で何人も登記官に対し写しの交付が請求できるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当（⑤）

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当
固定資産税課税データであり、個人情報に該当するため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当（⑤）

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるものに該当

固定資産税課税データを公開することにより地方税業務実施の公正かつ適切な実施を著しく困難にさせるため。

なお、固定資産税課税データは登記所から送付された資料を課税項目別に分類し、税情報システムに登録されるものであるが、税情報システムにおいては、データ入力前の状態に復元できるキー項目を有していないため、登記所から送付された状態に復元することができず、課税情報のみを容易に分離できる状態で保存されていないので、部分的な公開をすることができない。

- 2019-14 2019年6月24日 …………… (政策経営部企画政策課)
■2019年5月21日に結果公表がされた「芹ヶ谷公園“芸術の杜”公園・美術館一体整備におけるデザイン監修(総合企画)及び設計業務受託候補者選定のためのプロポーザル」におけるプレゼンテーション及びヒアリング参加事業者の企画書
 2019年7月2日 公開決定
 ・企画書(・参加者番号6、参加者番号7、参加者番号8、参加者番号9、参加者番号15、参加者番号16)
- 2019-15 2019年6月26日 …………… (都市づくり部都市政策課)
■「町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務受託候補者選定のための公募型プロポーザル」の各社(6社)企画書
 2019年7月4日 公開決定
 「町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務受託候補者選定のための公募型プロポーザル」の各社企画書
 ・参加者番号2、参加者番号3、参加者番号4、参加者番号5、参加者番号6
 2019年7月4日 部分公開決定
 「町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務受託候補者選定のための公募型プロポーザル」の各社企画書
 ・参加者番号1
 理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため
 ・「テーマ5：業務実施体制及び業務実施方針」のうち、業務の人員配置における担当者名
- 2019-16 2019年6月28日 …………… (財務部資産税課)
■電子地番図(2019年1月1日現在)
 2019年7月12日 公開決定
 ・電子地番図(2019年1月1日現在)
 (町田市全域における、2019年1月1日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の複製物。)
- 2019-17 2019年7月17日 …………… (選挙管理委員会事務局)
■1和光大学が期日前投票の会場に至った決定過程のわかる文書一切
2前期投票会場のレイアウト図
3前期会場設定にかかる費用の内訳がわかる文書一切
 2019年7月26日 不存在決定
 理由：町田市選挙管理委員会では、和光大学に期日前投票所を設置したことがなく、請求内容に該当する公文書を保有していないため。
- 2019-18 2019年7月31日 …………… (地域福祉部障がい福祉課)
■2019年3月(12日ころ)実施された〇〇〇〇の短期入所支給量決定会議議事録(障がい福祉課所管)
 2019年8月1日 取下げ
- 2019-19 2019年8月1日 …………… (都市づくり部公園緑地課)
■2015年5月 町田ばら会と公園緑地課長△△氏との話し合いの資料
 2019年8月13日 部分公開決定
 ・2015年5月22日 町田ばら会と町田市との話し合いの記録
 理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。
 ・町田ばら会会員氏名

2019-20 2019年9月2日 …………… (都市づくり部建築開発審査課)

■町田市〇〇町〇-〇〇〇〇の〇〇邸新築工事についての建築確認申請書

2019年9月5日 **不存在決定**

理由：当該地の建築確認の申請を町田市で受付しておらず、該当する書類がないため。

2019-21 2019年9月2日 …………… (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市〇〇町〇-〇〇〇〇の〇〇邸新築工事についての景観法に基づく届出書及び添付図書及び起案書

2019年9月13日 **部分公開決定**

名称：〇〇邸新築工事

行為の場所：〇〇町〇-〇〇〇〇

- ・景観法に基づく届出・通知について (起案書)
- ・必要書類等チェックリスト ・景観計画区域内における行為の届出書 ・委任状
- ・住まい共生ゾーンのチェックリスト (適合状況説明書) ・付近見取図 ・現況図
- ・計画概要 ・配置図 ・緑化計画平面図 ・1階平面図 ・2階平面図 ・3階平面図
- ・立面図 ・断面図 ・写真撮影位置図 ・周辺状況写真 ・工事工程表

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。(①)

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。(②)

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○当該建物は住居として使用されるものであり、図面の公開により、人の生命、身体、財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。(③)

	資料名	公開しない部分	根拠
(1)	景観法に基づく届出・通知について (起案書)	代理人担当者氏名	①
		代理者の印影	②
(2)	景観計画区域内における行為の届出書	届出者の印影	②
		代理者の印影	②
(3)	委任状	届出者の印影	②
		代理人の印影	②
		訂正印	②
(4)	付近見取図	営業・積算担当者の氏名	①
(5)	1階平面図	平面図	③
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(6)	2階平面図	平面図	③
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(7)	3階平面図	平面図	③
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(8)	立面図	一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(9)	断面図	KEY-PLAN	③
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(10)	周辺状況写真	人物	①

2019-22 2019年9月2日 …………… (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市〇〇町〇-〇〇〇〇の〇〇邸新築工事についての中高層建築物等計画協議申出書及び添付図書及び協定書

2019年9月13日 部分公開決定

建築事業等の名称：〇〇邸新築工事

敷地の地名及び地番：〇〇町〇-〇〇〇〇

- ・ 図書目次 ・ 中高層建築物等計画協議申出書 ・ 理由書 ・ 委任状 ・ 印鑑登録証明書
- ・ 登記簿謄本 ・ 公図写し ・ 道路台帳 ・ 道路境界確定図 ・ 案内図 (付近見取図)
- ・ 現況図 ・ 求積図 (1階面積算定ブロック図、面積算定表、建物面積算定図) ・ 配置図
- ・ 造成計画平断面図 ・ 雨水流出抑制施設計画図 ・ 雨水浸透施設構造図・計算書
- ・ 緑化計画平面図・緑地等計算書
- ・ 平面図 (1階、2階、3階)・立面図・断面図・設備図 (1F・2F・3F排水設備平面図、給水図面)・日影図 (1、2)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。(①)

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当。

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。(②)

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用で個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。(③)

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○当該建物は住居として使用されるものであり、図面の公開により、人の生命、身体、財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。(④)

	資料名	公開しない部分	根拠
(1)	中高層建築物等計画協議申出書 (1面)	建築事業者の電話番号	①
		建築事業者の印影	③
		代理人の印影	③
		代理人担当者氏名	①
(2)	中高層建築物等計画協議申出書 (2面)	訂正印	③
(3)	委任状	建築事業者の電話番号	①
		建築事業者の印影	③
(4)	印鑑登録証明書	登録内容	③
(5)	公図写し	代理人の会社印影	②
(6)	付近見取図	営業・積算の各担当者氏名	①
(7)	1階面積算定ブロック図、面積算定表、建物面積算定図	一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(8)	1階平面図	平面図	④
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(9)	2階平面図	平面図	④
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(10)	3階平面図	平面図	④
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①

(11)	断面図	KEY-PLAN	④
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(12)	1F排水設備平面図	宅内平面図	④
(13)	2F、3F排水設備平面図	宅内平面図	④
(14)	給水図面	宅内平面図	④
(15)	日影図1	一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(16)	日影図2	一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①

2019年9月13日 **不存在決定**

建築事業等の名称：□□邸新築工事

敷地の地名及び地番：○○町○-○○○○

・上記の中高層建築物等計画に関する協定書

理由：協定未締結のため、協定書は存在していません。

2019-23 2019年9月2日 …………… (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市○○町○-○○○○の□□邸新築工事についての中高層建築物等計画に関する指導・協議事項に関する文書

2019年9月13日 **部分公開決定**

建築事業等の名称：□□邸新築工事

敷地の地名及び地番：○○町○-○○○○

- ・土地利用係 協定書 記載事項
- ・審査依頼用紙
- ・中高層建築物等の計画協議申出について (回答)【資産税課】
- ・中高層建築物等の計画協議申出について (回答)【市民課】
- ・協議先一覧
- ・添付図書一覧

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

- ・審査依頼用紙の代理人担当者氏名
- ・添付図書一覧の担当名

2019-24 2019年9月5日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■2018年度に実施した町田中央公園グループの指定管理者公募において選定された、アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体が公募時に町田市に提出した事業計画書及び収支予算書及び今年度の事業計画書

2019年9月18日 **公開決定**

まちだA・T・Kスポーツパートナーズが提出した下記文書

- ・2019年度町田中央公園グループ事業計画書

2019年9月18日 **部分公開決定**

まちだA・T・Kスポーツパートナーズが提出した下記文書

- ・町田市都市公園事業計画書及び収支予算書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・法人担当者の氏名及びメールアドレス
- ・個人の写真

2019-25 2019年9月9日 …………… (都市づくり部土地利用調整課)

**■町田市小山ヶ丘6丁目マンション計画
届出制度による町田市の景観形成届出書、建築による届出書について**

・第1号様式、景観形成基準チェックリスト、完成予想図、立面図、外構図、緑化計画図

2019年9月17日 部分公開決定

事業：町田市小山ヶ丘6丁目東敷地計画

行為の場所：小山ヶ丘6丁目5-1、5-3

について建築行為として届出されている文書のうち

景観計画区域内における行為の届出書

- ・町田市景観条例第1号様式（1面、2面、3面）
- ・多摩境通り景観形成誘導地区のチェックリスト
- ・完成予想図 ・着色立面図 ・外構装図 ・緑化計画図 ・緑化数量表

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当。

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・町田市景観条例第1号様式（1面）のうち届出者（事業主）の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○「印影」部分を公開することにより、印鑑偽造等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・町田市景観条例第1号様式（1面）のうち代理者の印影
- ・町田市景観条例第1号様式（2面）のうち訂正印
- ・町田市景観条例第1号様式（3面）のうち訂正印

2019-26 2019年9月10日（文化スポーツ振興部スポーツ振興課）

■町田市総合体育館事業計画書（最新）

2019年9月12日 取下げ

2019-27 2019年9月19日（市民部市民協働推進課）

■1）〇〇〇自治会に係わる認可地縁団体の申請・認可の経緯がわかる情報（申請書、告示事項、規約、市への相談内容など）すべて。

2）〇〇〇自治会に係わる不動産の所有権の保存又は移転の登記の経緯が分かる情報（地方自治法260条の38の公告の申請書（一から四の添付資料）、同法260条の39の申請情報、市への相談内容など）すべて。

2019年10月3日 部分公開決定

（1）地縁による団体の認可の告示について

（2）地縁による団体の認可について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。（①）

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当。（②）

○法人に関する情報であって、公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。（③）

○公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用で個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

（1）のうち

	資料名	公開しない部分	根拠
1	地縁による団体の認可の告示について	代表者の氏名及び住所	①

（2）のうち

	資料名	公開しない部分	根拠
1	地縁による団体認可書	代表者の氏名及び住所	①
2	認可申請書	代表者の氏名、住所	①

		代表者の印影	①
3	会員名簿	会員の氏名、電話番号、住所	①
4	平成21年度〇〇〇自治会[臨時総会]議事録	会員の氏名及び印影	①
5	総会のお知らせ	代表者の氏名	①
6	2009年度(平成21年)〇〇〇自治会役員承認の件	会員の氏名及び電話番号	①
7	平成21年度〇〇〇自治会総会議事録	会員の氏名	①
		会員の印影	①
8	財産目録(現金、預貯金及び不動産)	預入先	②
		金額	②
9	確認通知書(建築物)	代表者氏名、住所、電話番号	①
		代理者・設計者の各担当者印影	③
10	2009年度 〇〇〇自治会事業報告	会員の氏名	①
		出張介護予防教室の看護師、社会保険士、管理栄養士の氏名	①
11	平成21年度 〇〇〇自治会予算書(案)	21年度予算	②
		20年度決算	②
		増減	②
		備考	②
12	平成20年度 〇〇〇自治会事業報告	会員の氏名	①
		出張介護予防教室の講師氏名	①
		認知症サポーター要請講習の講師の氏名	①
		成年後見制度、痴呆症についての講習会の講師氏名	①
		首都圏ガス株式会社の従業員氏名	①
13	平成20年度 〇〇〇自治会収支決算書	収入総額、支出総額、収入支出差額、翌年度繰越金、予算、決算、差異、預入先、期首残高、期末残高、口座番号、備考	②
		会員の氏名、印影	①
14	平成19年度 〇〇〇自治会事業報告	会員の氏名	①
15	平成19年度 決算	予算、決算、差異	②
		公園等共有地管理預り金へ一般会計からの繰り入れ(貸出金)	②
		会員の氏名、印影	①
16	平成19年度 財産目録	今年度残高、前年度残高、増減、取引銀行等、口座番号、摘要	②
17	会長就任承諾書	承諾者の氏名、住所、印影	①

2019年10月3日 **不存在決定**

・〇〇〇自治会に係わる不動産の所有権の保存又は移転の登記の経緯が分かる情報(地方自治法260条の38の公告の申請書(一から四の添付資料)、同法260条の39の申請情報、市への相談内容など)すべて。

理由: 〇〇〇自治会から上記資料の提出を受けておらず、該当する書類がないため。

2019-28 2019年10月9日 (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市〇〇町〇-〇〇〇〇における〇〇邸新築工事計画につき、町田市中高層建築物等々の建築

に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会等報告書2019年10月18日 **部分公開決定**

名称：□□邸新築工事

行為の場所：○○町○-○○○○

- ・説明会等報告書 表・裏（第3号様式）
- ・説明会記録（近隣説明）
- ・付近見取図
- ・ご近隣の皆様へ
- ・【計画概要】
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・説明会記録（近隣学校）
- ・大型重機及び大型運搬車両進入経路図
- ・□□様 邸ご建築工程表

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

- 「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・説明会等報告書表面の建築主印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

- ・説明会等報告書表面の建築主電話番号
- ・説明会等報告書裏面の説明を行った近隣関係住民の名簿の氏名及び住所
- ・説明会記録（近隣説明）の出席者氏名
- ・説明会記録（近隣学校）の出席者氏名

2019-29 2019年10月31日 ……………（市民部市民協働推進課）

■○○○自治会における地縁団体台帳の原本と相違ないことを証明する情報（例えば2012年6月6日発行など）に関する情報すべて（申請書、市への相談など）。2019年11月13日 **不存在決定**

理由：2018年4月1日から2019年10月31日までの記録を検索した結果、○○○自治会に対し上記内容の証明を交付しておらず、申請や相談も受けていないため。

また、2018年3月31日以前の地縁による団体の証明書交付申請書に関する公文書は町田市文書管理規程第33条に規定する保存年限（1年）を経過し、廃棄済みであるため。

2019-30 欠番

2019-31 欠番

2019-32 欠番

2019-33 2019年12月18日 ……………（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■2019年度まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）に係る採点表と事業提案書2019年12月23日 **公開決定**

- ・2019年度まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）に係る採点表

2019年12月23日 **部分公開決定**

- ・2019年度まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）に係る事業提案書

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- 「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：③町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

- 個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等

により不正使用される恐れがあり、印影を公開することにより個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため

・参加者番号 3 2 4

資料名	公開しない部分	根拠
提案書（表紙）	法人の印影	②
	法人の担当者名	①
見積書	法人の印影	②
契約書の写し	法人の印影	②
誓約書	法人の印影	②

・参加番号 3 4 2

資料名	公開しない部分	根拠
提案書（表紙）	法人の印影	②
企画書 P4	法人の担当者名	①
企画書 P11	講師氏名	①
契約書の写し	法人の印影	②
	点検済みの確認印	③
誓約書	法人の印影	②

2019-34 2020年1月6日 (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体に関する規約、マニュアルなど一切の情報

2020年1月20日 公開決定

- ・町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック[第2版]
- ・町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブックの作成について

2019-35 2020年1月14日 (保健所保健総務課)

■1 平成26年4月1日以降、薬局開設者が薬樹株式会社または薬樹健ナビ株式会社である薬局の、苦情、事故、調剤ミス、インシデント等についての文書および電磁的記録で、保健所が取得したもの。

2 上記を受けて、保健所が作成した文書および電磁的記録。

2020年1月27日 部分公開決定

- ・相談・苦情受付票（平成27年11月24日受付分）
- ・相談・苦情受付票（平成29年1月18日受付分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。

①相談・苦情受付票（平成27年11月24日受付分）

- ・相談者氏名
- ・相談者電話番号
- ・内容欄のうち

【苦情概要】、【薬局対応内容】の、4～5行目、相談者氏名、

②相談・苦情受付票（平成29年1月18日受付分）

- ・相談者氏名
- ・内容欄のうち<内容>
- ・回答欄のうち薬局関係者の氏名
- ・薬事監視評価票のうち、指摘事項の1行目～5行目

2019-36 2020年1月20日 (学校教育部指導課)

■・児童からの聞き取り（体罰に関する調査）2019年度 ○○小学校
 ・令和元年度（2019年度）体罰等実態調査 ○○小学校
 ・教職員の服務事故について（報告）2019年度 ○○小学校

2020年1月27日 決定延期

理由：内容の精査に時間がかかるため。

2020年3月11日 部分公開決定

1 児童からの聞き取り（体罰に関する調査）2019年11月○○小学校

2 体罰等調査シート

3 教職員の服務事故について（報告）19町○○小第129号

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○学校運営及び生徒指導に関する情報であり、公開することにより当該事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

文書名	児童からの聞き取り（体罰に関する調査）2019年11月○○小学校	
	公開をしない部分	公文書の一部を公開しない理由
	「◆児童の声」表の内、氏名欄	①
	「◆児童の声」表の内、内容欄	① ②
文書名	体罰等調査シート	
	公開をしない部分	公文書の一部を公開しない理由
	1 個票番号	②
	2 地区番号	②
	3 地区名	②
	4 学校番号	②
	5 学校名	②
	6 校種	②
	7 発覚の経緯	① ②
	8 地教委・都立学校の見解	②
	9 東京都教育委員会への一報	②
	10 事案の概要	① ②
	11 発生日時（いつ）	① ②
	12 発生場所（どこで）	① ②
	13 場面	① ②
	14 氏名（だれが）	① ②
	15 職員番号	②
	16 性別	②
	17 年齢	②
	18 職務名	②
	19 行為を受けた者の学年と人数（複数回答可）	① ②
	20 具体的な行為の様子（どのように、どの部分で、どこを、どれくらいの強さで、何回程度等）	① ②
	21 行為（何をした）	① ②
	22 体罰行為を行った回数	① ②
	23 傷害の状況	① ②
	24 事実発生直後の救護の有無	① ②
	25 行為を受けた児童・生徒の証言	① ②

	26 申告者（申告した者すべてを記載する。※複数回答可）	②
	27 管理職が最初に申告を受けた日時と申告者	②
	28 体罰に至る原因	① ②
	29 体罰等に対する認識	②
	30 被行為者・保護者への謝罪	① ②
	31 事情聴取を受けた者 ※複数回答可	②
	32 校長による指導	②
	33 地教委による指導	②
	34 備考 児童・生徒への影響、その後の学校の対応等	① ②
文書名	教職員の服務事故について（報告）19〇〇小第129号	
	公開をしない部分	公文書の一部を公開しない理由
	1 事故の種類	① ②
	2 発生日時	① ②
	3 発生場所	① ②
	4 当事者・関係者の氏名等	① ②
	5 発生の状況	① ②
	6 学校の対応措置	① ②
	7 校長の所見	②
	8 添付資料	① ②

2019-37 2020年1月22日 ……………（学校教育部教育総務課）

■ 1) 町田市立の学校施設におけるしんぶん赤旗の公的、私的に購読している部数

2) 各学校施設へのしんぶん赤旗の公的、私的購読者の調査依頼、結果の文章

2020年2月4日 公開決定

- ・ <公的、私的な購読について>
- ・ 共産党の機関紙について（収受・回答）
- <私的な購読について>
- ・ 【教育総務課】 政党機関紙の購入について（再調査）（収受・回答・転送）
- ・ 【学校分】 政党機関紙の購入（再調査）及びPTAに関する調査について（回答）

2019-38 2020年1月22日 ……………（総務部総務課）

■ 1) 市庁舎内における公的に購読している政党機関紙、しんぶん赤旗（日刊・日曜版）、公明新聞、自由民主の課ごとの部数

2) 政党機関紙に関する調査資料

2020年2月4日 公開決定

- ・ 共産党の機関紙について（調査依頼）
- ・ 共産党の機関紙について（回答）
- ・ 政党機関紙の購入について（再調査依頼）
- ・ 政党機関紙の購入について（回答）【集計結果】

2019-39 2020年1月22日 ……………（財務部市有財産活用課）

■ 1) 政党機関紙に関する調査資料

2) 政党機関紙を市庁舎内で配達・勧誘・集金をするための許可証の発行の有無があればその資料

3) 11月5日の各部長宛てに出された高橋副市長名義の依名通達及びそれ以前に出された同種の通達

2020年2月4日 公開決定

- ・ 庁舎管理規則の徹底について

- ・庁舎管理規則及び服務規程の徹底について(通達)
- ・庁舎管理規則及び服務規程の徹底について(依命通達)

2020年2月4日 **不存在決定**

2) 政党機関紙を市庁舎内で配達・勧誘・集金をするための許可証の発行の有無があればその資料

理由：政党機関紙を市庁舎内で配達・勧誘・集金をするための許可証の発行はありません。

2019-40 2020年1月30日 …………… (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体に関する市長及び市職員の業務規約、業務マニュアル、業務手順など業務一切の情報

2020年2月12日 **公開決定**

- ・町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック[第2版]
- ・町田市事務決裁規程

2019-41 2020年2月28日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

**■・相原公園グループ ・野津田公園 ・小野路公園グループ ・町田中央公園グループ
上記の指定管理者の募集に際して、公募者が提出した資料(事業計画書及び収支予算書)**

2020年3月13日 **部分公開決定**

- ・町田市都市公園事業計画書及び収支予算書
 - 【相原中央公園グループ】
 - 特定非営利活動法人レスポアール相原 申請分
 - 【野津田公園】
 - スポーツパークパートナーズまちだ 申請分
 - 【小野路公園グループ】
 - チーム町田(共同事業体) 申請分
 - 【町田中央公園グループ】
 - ・まちだA・T・Kスポーツパートナーズ 申請分
 - ・チーム町田(共同事業体) 申請分
 - ・パークコミュニティMACHIDA共同事業体 申請分

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 ○会社から個人に割り当てられた個人専用アドレスで、特定の個人が識別されるため。
 :②町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 ○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

【相原中央公園グループ】

特定非営利活動法人レスポアール相原 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	担当者氏名	②

【野津田公園】

スポーツパークパートナーズまちだ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	メールアドレス	①
1枚目	担当者氏名	②
P 2 1	写真	②
P 4 2	写真	②
P 6 4	写真	②

【小野路公園グループ】

チーム町田(共同事業体) 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
P 1	メールアドレス	①

P 1	担当者氏名	②
P 2 2	写真	②
P 2 7	写真	②

【町田中央公園グループ】

・まちだA・T・Kスポーツパートナーズ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
2枚目	メールアドレス	①
2枚目	担当者氏名	②
P 1 8	写真	②
P 2 0	写真	②
P 8 6	写真	②

・チーム町田（共同事業体） 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
P 1	メールアドレス	①
P 1	担当者氏名	②
P 1 3	写真	②
P 2 4	写真	②

・パークコミュニティMACHIDA共同事業体 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
2枚目	メールアドレス	①
2枚目	担当者氏名	②
P 1 3	写真	②
P 2 4	写真	②
P 4 4	写真	②

2019-42 2020年3月5日 (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体に関する業務の引継ぎの際の業務要約等業務一切の情報。認可地縁団体ハンドブックを除く

2020年3月16日 不存在決定

理由：認可地縁団体に関する業務の引継ぎの際に、認可地縁団体ハンドブック以外の資料を使用していないため。

2019-43 2020年3月5日 (政策経営部部広報課)

■・件名 2020年度 まちだシティプロモーション支援業務委託契約候補者選定のための公募型プロポーザルについて

・内容 本プロポーザルに関する決定事業者様の企画書・スケジュール・並びに見積書の写し

2020年3月13日 公開決定

・企画書 ・工程計画表

2020年3月13日 部分公開決定

・見積書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・担当者の氏名

2019-44 2020年3月18日 (都市づくり部公園緑地課)

■①鶴間公園 ②薬師池西公園・薬師池公園駐車場

上記の指定管理者の募集に際して、公募者が提出した資料一式（事業計画書及び収支予算書）

2020年3月31日 部分公開決定

・町田市都市計画事業計画書及び収支予算書

【鶴間公園】

TSURUMAパークライフパートナーズ 申請分

【薬師池西公園・薬師池公園駐車場】

NEST Machida 申請分

株式会社 TTC 申請分

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○会社から個人に割り当てられた個人専用アドレスで、特定の個人が識別されるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

【鶴間公園】 TSURUMAパークライフパートナーズ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	メールアドレス	①
1枚目	担当者氏名	②
様式6-4-1	写真：公園と人「健康」でつなげる／ニーズに応えたキッズ向け教室事業	②
様式6-5-2	写真：バーベキューの展開	②
様式6-6-1	写真：地域とともに作り上げるイベントで地域交流を促進／鶴間公園市民防災フェスティバル	②
様式6-6-2	写真：スポーツを通じた地域貢献／スポGOMI	②
様式6-6-2	写真：スポーツを通じた地域貢献／スポーツフェスティバルの開催	②
様式6-10	写真：魅力的な施設間連携を推進／商業施設から公園まで練り歩く『ハロウィンパレード』	②
様式6-10	写真：魅力的な施設間連携を推進／南町田グランベリーパーク全体を使った『スタンプラリー』	②

【薬師池西公園・薬師池公園駐車場】

・NEST Machida 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	メールアドレス	①
1枚目	担当者氏名	②

・株式会社 TTC 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	メールアドレス	①
1枚目	担当者氏名	②

2019-45 2020年3月19日 (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体に関する業務スケジュールなど業務一切 (ハンドブック以外)

2020年4月2日 不存在決定

理由：認可地縁団体に関する業務スケジュールを作成していないため

2019-46 2020年3月23日 (政策経営部広聴課)

■政策経営部広聴課にて行っている相談業務に係る「相談票」の取扱いについて規定している文書

特に以下の点について確認したい

- ・個人情報保護規定の対象となっているのか
- ・管理責任者は誰なのか
- ・紛失した場合の取扱い及び責任の所在
- ・個人情報保護の対象として規定されていない場合は、実務上どのように取り扱われているのか分かる文書、またその指針となっている文書

2020年4月2日 公開決定

- ・個人情報業務登録票 業務の名称 「専門相談」
- ・個人情報外部委託等登録票 業務の名称「専門相談」
委託先または指定管理者「東京税理士会町田支部」

2019-47 2020年3月16日 …………… (都市づくり部建築開発審査課)

■建築基準法第15条第1項の規定による「建築工事届」(全体(第一面から第四面))

ただし、以下のアからエの全ての条件に該当するもの。

ア 建築主(第二面の1)の種別が「会社」

イ 敷地の位置(第二面の2)が、「町田市」

ウ 工事予定時期(第二面の3)の始期(一段目)が「平成30年4月1日」～「平成31年3月31日」

エ 利用関係(第三面の1のへ)が「貸家」

2020年3月30日 決定延期

理由：対象公文書の精査に時間を要するため

2020年5月14日 部分公開決定

- ・建築工事届

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

：(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○建築工事費予定額及び資金調達の方法は、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。

：(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：(4) 町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

番号	公開しない部分	理由
1.	建築工事届 44	建築主欄の印影
2.		工事監理者欄の氏名
3.		建築工事費予定額欄
4.		資金欄
5.	建築工事届 108	建築主欄の印影
6.		工事施工者欄の氏名
7.		工事監理者欄の氏名
8.		建築工事費予定額欄
9.		資金欄
10.	建築工事届 116	建築主欄の印影
11.		工事監理者欄の氏名
12.		建築工事費予定額欄
13.		資金欄
14.	建築工事届 143	建築主欄の印影
15.		工事監理者欄の氏名
16.		建築工事費予定額欄
17.		資金欄
18.	建築工事届 189	建築主欄の印影

19.		工事施工者欄の氏名	(1)
20.		工事監理者欄の氏名	(1)
21.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
22.		建築工事費予定額欄	(2)
23.		資金欄	(2)
24.		工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
25.	建築工事届 338	建築主欄の印影	(3)
26.		工事施工者欄の氏名	(1)
27.		工事監理者欄の氏名	(1)
28.		建築確認欄の訂正印	(1)
29.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
30.		建築工事費予定額欄	(2)
31.		資金欄	(2)
32.	建築工事届 339	建築主欄の印影	(3)
33.		工事施工者欄の氏名	(1)
34.		工事監理者欄の氏名	(1)
35.		建築確認欄の訂正印	(1)
36.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
37.		建築工事費予定額欄	(2)
38.		資金欄	(2)
39.	建築工事届 401	建築主欄の印影	(3)
40.		工事監理者欄の氏名	(1)
41.		建築工事費予定額欄	(2)
42.		資金欄	(2)
43.	建築工事届 413	建築主欄の印影	(3)
44.		工事施工者欄の氏名	(1)
45.		工事監理者欄の氏名	(1)
46.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
47.		建築工事費予定額欄	(2)
48.		資金欄	(2)
49.	建築工事届 420	建築主欄の印影	(3)
50.		工事監理者欄の氏名	(1)
51.		建築工事費予定額欄	(2)
52.		資金欄	(2)
53.	建築工事届 421	建築主欄の印影	(3)
54.		工事監理者欄の氏名	(1)
55.		建築工事費予定額欄	(2)
56.		資金欄	(2)
57.	建築工事届 474	建築主欄の印影	(3)
58.		工事施工者欄の氏名	(1)
59.		工事監理者欄の氏名	(1)
60.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
61.		ニ. 工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
62.		建築工事費予定額欄	(2)
63.		資金欄	(2)
64.		チ. 工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
65.	建築工事届 501	建築主欄の印影	(3)

66.		工事監理者欄の氏名	(1)
67.		除却工事施工者欄の氏名	(1)
68.		除却工事施工者欄の印影	(1)
69.		建築工事費予定額欄	(2)
70.		資金欄	(2)
71.		建築物の評価額欄	(2)
72.	建築工事届 504	建築主欄の印影	(3)
73.		工事監理者欄の氏名	(1)
74.		建築工事費予定額欄	(2)
75.		資金欄	(2)
76.	建築工事届 557	建築主欄の印影	(3)
77.		工事監理者欄の氏名	(1)
78.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
79.		建築工事費予定額欄	(2)
80.		資金欄	(2)
81.	建築工事届 599	建築主欄の印影	(3)
82.		工事施工者欄の氏名	(1)
83.		工事監理者欄の氏名	(1)
84.		除却工事施工者欄の印影	(3)
85.		用途欄の訂正印	(1)
86.		建築工事費予定額欄	(2)
87.		資金欄	(2)
88.		建築物の評価額欄	(2)
89.	建築工事届 690	建築主欄の印影	(3)
90.		工事監理者欄の氏名	(1)
91.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
92.		ニ. 工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
93.		建築工事費予定額欄	(2)
94.		資金欄	(2)
95.		チ. 工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
96.	建築工事届 705	建築主欄の印影	(3)
97.		工事監理者欄の氏名	(1)
98.		建築工事費予定額欄	(2)
99.		資金欄	(2)
100.	建築工事届 730	建築主欄の印影	(3)
101.		工事監理者欄の氏名	(1)
102.		建築工事費予定額欄	(2)
103.		資金欄	(2)
104.	建築工事届 806	建築主欄の郵便番号上の訂正印	(1)
105.		建築主欄の電話番号上の訂正印	(1)
106.		建築主欄の印影	(3)
107.		工事監理者欄の氏名	(1)
108.		建築工事費予定額欄	(2)
109.		資金欄	(2)
110.		利用関係欄の訂正印	(1)
111.		戸数欄の訂正印	(1)
112.		工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
113.	建築工事届 833	建築主欄の印影	(3)

114.		設計者	(1)
115.		工事監理者欄の氏名	(1)
116.		建築工事費予定額欄	(2)
117.		資金欄	(2)
118.	建築工事届 1002	建築主欄の印影	(3)
119.		工事監理者欄の氏名	(1)
120.		建築工事費予定額欄	(2)
121.		資金欄	(2)
122.	建築工事届 1028	建築主欄の印影	(3)
123.		工事監理者欄の氏名	(1)
124.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
125.		建築工事費予定額欄	(2)
126.		資金欄	(2)
127.	建築工事届 1079	建築主欄の印影	(3)
128.		工事監理者欄の氏名	(1)
129.		工事監理者欄の郵便番号上の訂正印	(1)
130.		地名地番欄の訂正印	(1)
131.		建築工事費予定額欄	(2)
132.		資金欄	(2)
133.		戸数欄の訂正印	(1)
134.	建築工事届 1123	建築主欄の印影	(3)
135.		工事監理者欄の氏名	(1)
136.		建築工事費予定額欄	(2)
137.		資金欄	(2)
138.	建築工事届 1208	建築主欄の印影	(3)
139.		工事施工者欄の氏名	(1)
140.		工事監理者欄の氏名	(1)
141.		建築工事費予定額欄	(2)
142.		資金欄	(2)
143.	建築工事届 1543	建築主欄の印影	(3)
144.		工事施工者欄の氏名	(1)
145.		工事監理者欄の氏名	(1)
146.		建築工事費予定額欄	(2)
147.		資金欄	(2)
148.	建築工事届 1544	建築主欄の印影	(3)
149.		工事施工者欄の氏名	(1)
150.		工事監理者欄の氏名	(1)
151.		建築工事費予定額欄	(2)
152.		資金欄	(2)

2019-48 2020年3月26日 (子ども生活部児童青少年課)

■すみれ会館隣接地 (SL) D51862

貸与陳情及び申請書類 (打合メモを含む) 及びその (国鉄) からの承認書、車両貸借契約書、JRへの引継書、搬入及び式典関係書類、D51862の履歴を書いたもの。

2020年4月6日 決定延期

理由: 文書量が膨大であり、文書の精査に時間を要するため

2020年5月25日 公開決定

(1) SL (D51862) に関する「貸与陳情及び申請書類 (打合せメモを含む)」に関するもの

- ①蒸気機関車の貸与について 町教青発第607号 昭和46年3月31日
- ②蒸気機関車の貸渡しについて(申請) 町建発第289号 昭和46年 月 日
- ③蒸気機関車の貸渡しの延期について(お願い) 町教発 号 昭和46年10月 日
- ④D51蒸気機関車貸し渡しについて
- ⑤物品の無償譲渡について
- ⑥D51 蒸気機関車(SL) 設置経過
- ⑦D51 蒸気機関車(SL) 設置経過(メモ入り)
- (2)SL(D51862)に関する「JRへの引継書」に関するもの
 - ①契約継続通知書 東京西総文第156号 昭和62年2月26日
- (3)SL(D51862)に関する「搬入及び式典会計書類」に関するもの
 - ①D51蒸気機関車設置費、川崎市の実績
 - ②町田市立町田図書館 配置実測図・高低測量図
 - ③D51蒸気機関車設置外周工事 起工回議書
 - ④目録
- (4)SL(D51862)に関する「D51862の履歴を書いたもの」に関するもの
 - ①D51蒸気機関車の経歴等について(照会) 昭和47年4月13日
 - ②D51蒸気機関車の設置について
 - ③D51蒸気機関車設置費、川崎市の実績〔(3)①を再掲〕

2020年5月25日 **部分公開決定**

- (1)SL(D51862)に関する「貸与陳情及び申請書類(打合せメモを含む)」に関するもの
 - ①物品の無償譲渡について(通知) 関資需第38号
- (2)SL(D51862)に関する「搬入及び式典会計書類」に関するもの
 - ①D51蒸気機関車設置委託契約について
委託契約書、着手届・完了届・検査願、検査調書
 - ②D51蒸気機関車公開記念式典開催について
起案書～式典式次まで
 - ③D51型蒸気機関車公開記念行事役員依頼について
鑑～D51型蒸気機関車保存会役員名簿
 - ④D51蒸気機関車設置外周工事
工事請負契約書、着手届・完了届・検査願、検査調書
 - ⑤蒸気機関車(D51No862)解体運搬 組立 塗装並に基礎工事一式の見積書B及びC

理由：1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

- ・(1)①個人の印影、(2)②個人の住所・氏名、
- (2)③個人の氏名・所属・住所・電話番号

：2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に著しい支障が生ずると認められるため。

- ・(2)①法人代表者の印影、(2)②法人代表者の印影、(2)④法人代表者の印影、
- (2)⑤法人代表者の印影

2020年5月25日 **不存在決定**

- ・SL(D51862)に関する「国鉄からの承認書、車両賃借契約書」に関するもの

理由：文書引継簿及び、児童青少年課で保管していた2冊の簿冊を搜索したが、該当する文書は発見されず、文書の存否自体も明らかでないため。

3 年度・実施機関別情報公開請求の件数（2010年度以降、括弧内は取下げ件数）

実施機関	年度 種別	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	計
		請求	255(8)	115(12)	162(16)	70(5)	18(2)	44(2)	63	54(4)	110(8)	
市長	不服申立て	11	2			1		5	4(1)	3		26(1)
	請求	24	6(1)	17	1	6(1)	4	6	5	6(2)	2	77(4)
教育委員会	不服申立て											0
	請求							1			1	2
選挙管理委員会	不服申立て											0
	請求		1	1			1	2				5
監査委員	不服申立て											0
	請求	1	1(1)									2(1)
農業委員会	不服申立て											0
	請求											0
固定資産評価 審査委員会	不服申立て											0
	請求	2	1	5	1(1)	1		2	3			15(1)
病院事業 管理者	不服申立て							1				1
	請求	1	2				7	12		1	2	25
議会	不服申立て						1	3				4
	請求	283(8)	126(14)	185(16)	72(6)	25(3)	56(2)	86	62(4)	117(10)	45(4)	1057(67)
計	不服申立て	11	2	0	0	1	1	9	4(1)	3	0	31(1)

